

宇検産第 22-3 号
令和 7 年 1 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇検村長 元山 公知

市町村名 (市町村コード)	宇検村 (465241)
地域名 (地域内農業集落名)	阿室校区 (平田、阿室、屋鈍)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11 月 24 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、60歳以上の経営体が大半を占める。遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約や、機構への貸借を推進しているが所有者不明農地や相続未登記が多く持続的な農地利用の障壁となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物であるサトウキビの生産安定を基本として、たんかん、パッションフルーツ等の農作物の産地拡大を図るとともに、収益性の高い新規品目の導入を目指とする。農地保全の観点からも土地利用型の品目の検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地を積極に農地中間管理機構に貸し付けを行い、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業の活用予定なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内において経営体は減少しているため、地域内外を問わず、新規就農者の受け入れを推進し、村及び関係機関と連携し相談から定着まで切れ目ない支援に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の省力・効率化が期待出来る作業については、農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として防護柵の補完整備や箱わな設置と併せて村獣友会に駆除依頼し被害の防止を図っている。

⑤果樹支援対策事業活用し産地規模の維持・拡大を図っている。

⑦多面的交付金を活用し、農地や農道の保全・管理を行う。